

みなみあいづ支援学校の整備について

令和7年4月 福島県教育庁特別支援教育課

～「地域で共に学び、共に生きる教育」をめざして～

知的障がいのある児童生徒が学ぶ特別支援学校が、令和8年4月、南会津町に開校します。

南会津地区は、豊かな自然や文化、教育、福祉、行政等の密接な連携、農商工連携や観光といった地域産業の下、子どもたちが豊かな地域資源を活用して学び、生活することができます。みなみあいづ支援学校は、この地域で、共に学び、共に生きる教育を目指します。

整備の概要

学校規模は、児童生徒数 35 名程度を想定し、南会津高等学校校地内に小・中学部校舎を新築し、同高等学校既存校舎の一部を改修して高等部が使用します。高等学校と特別支援学校の両校における児童生徒の交流や共同学習を通して「共に学び共に生きる教育」の推進を図ることにより、学校の魅力化、特色化につなげていきます。



みなみあいづ支援学校イメージ

『生活を共にする』から始まる、新たな学びの創生

生活を共にする学校

- 交流及び共同学習の充実
 - ・ 併設する高等学校と特別支援学校の児童生徒が生活を共にすることで、両校の児童生徒にとって、多様な価値観への気づきや、自分自身を見つめ直す機会となり、豊かな人間性の育成や「共に学び、共に生きる教育」へとつながる。
 - ・ 高等学校はもとより、地域の幼稚園、小・中学校との交流及び共同学習や、地域の専門家、団体との交流を行うことで、南会津地区の共生社会の形成を推進する。
- 学校施設の有効活用
 - ・ 互いの学校施設や畑等を活用して、農業や工芸等の学習を体験したり、スポーツ、文化・芸術を通じて交流及び共同学習を行ったりすることで気づきや発見を広げ、新たな学びを作り出していく。

新たな学びの創生に向けた、魅力的で特色ある学校づくり

地域と共にある学校

- 豊かな地域資源の活用
 - ・ 自然環境を活用し、発達の段階に応じた屋外での運動や自然体験学習を行う。
 - ・ 地元の農産品について理解を深め、望ましい食生活について考える食育を推進する。
 - ・ 地域の専門的知識、技能をもつ人材や関係機関と連携し、伝統や文化の継承、自然環境の活用を意識した共働学習を行う。
 - ・ 地域の自然、産業、伝統技能を生かしながら、卒業後の生活を考慮して充実した作業学習等を行うことで、勤労意欲や卒業後の生活に向けた力を高める。

地域の支援体制を支える学校

- 一人一人のニーズに応じた指導・支援
 - ・ 障がいのある児童生徒が、地域の特別支援学校で安心して学ぶことができる。
 - ・ 体験活動を充実させ「できた、わかった」という学ぶ喜びを実感できる教育活動を展開する。
 - ・ 日常的に体を動かす場面を設け、体力向上を図る。
 - ・ 児童生徒一人一人の進路実現のための就業体験等を充実させる。
- 関係機関との連携
 - ・ 地域の特別支援教育の拠点となり、就学前から卒業後まで一貫した切れ目のない支援体制を推進する。
 - ・ 企業、福祉、行政、医療等、地域全体で連携し、子どもたちの成長を支える。
- 地域のセンター的機能
 - ・ 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成から活用方法など、指導や支援について情報の共有や研修を行う。

○ 教育内容について

児童生徒の障がいの程度や教育的ニーズに応じて教育課程編成や学級編制を行います。

教育内容（知的障がい特別支援学校）

各教科		
【小学部】 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育	【中学部】 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語	【高等部】 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報
特別の教科 道徳		
総合的な学習（探究）の時間		
特別活動		
行事（入学式、卒業式、遠足、修学旅行、学校祭等）、HR、児童会・生徒会活動 等		
自立活動		
児童生徒一人一人の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための学習。		

※ 「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」といった、各教科等を合わせた指導の実施も検討しています。

- ・ 学校給食を提供します。
- ・ 「特別支援教育就学奨励費」があり、学用品や修学旅行経費等が支給対象となります。就学奨励費の支給額については、家庭の所得状況によって異なります。なお、高等部の授業料はかかりません。

○ 通学について

家庭と学校が連携して通学指導を行い、児童生徒本人にとって安心・安全な通学方法を選んでいただきます。通学バスを運行する予定です。乗車が難しい場合は、保護者による送迎や福祉事業所による送迎サービスの利用等が想定されます。保護者の責任の下、通学の安全確保をお願いします。

○ 就学について

- ・ 『その障害（本校の場合、知的障がい）が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者』が就学の該当となります。高等部への入学には、県立高等学校と同様に入学者選抜試験があります。
- ・ 小・中学部への就学や高等部入学者選抜に関する教育相談は、令和7年度、会津支援学校で行います。

学校教育法施行令第22条の3

区分「知的障害者」障害の程度

- | |
|--|
| <p>一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p> |
|--|

お問い合わせ

福島県立会津支援学校

(みなみあいづ支援学校設置準備委員会)

〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字

下柳原 102 番地 電話 0242-32-2242

新しい就学先決定の考え方

